

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成26年12月19日認可した。

平成27年1月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
三豊干拓土地改良区	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）三豊干拓地区
観音寺市粟井土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）出晴地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）八ノ坪地区
観音寺市大谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（さく井新設事業）東村2号地区